

中小企業者向け所得拡大促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、従業員への給与等の支給を前事業年度比1.5%以上増加した場合に、その増加額の15%分を法人税額や所得税から控除できる制度です。

また、前事業年度比2.5%以上の高い賃上げの場合はさらに15%、教育訓練費を前事業年度比10%以上増加した場合にはさらに10%の控除を受けることができるため、最大40%の税額控除を受けることができます。

※税額控除額はその事業年度の調整前の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。



従業員の給与を増やして大幅税額控除！

1年間延長し 2024 まで

今月は 2022 年度税制改正大綱の解説第 3 弾、今回は所得拡大促進税制の改正です。

この所得拡大促進税制は近年改正を繰り返している注目度の高い税制で、昨年細かい要件を見直すとともに 2 年延長したばかりですが、岸田内閣の目玉の政策として所得倍増(?) 政策があり、税制においても背中を押すという名目で元々ある制度が大幅に拡大します(制度内容及び昨年の改正については 2021/3 号参照)。適用期限も 1 年延びて **2024/3/31 までに開始される事業年度(個人は 2024 年分)まで対象**となります。

そして、**2022/4/1 以後開始事業年度(個人 2023 年)からは最大で 40%の税額控除**となり、まさに目玉の税額控除制度となります。大企業向けと中小企業(+個人事業主)向けがありますが大企業向けはニュースレターでは割愛しています。

最大 40%の税額控除

40%の税額控除ということは**給料を 100 万円増やしたとしても雇用主の負担は 60%分の 60 万円だけ**ということになりますので、給与を増やすきっかけにはなると思います。しかしながら、所詮はあと 3 年程度で終了するかもしれない制度ですから、従業員やアルバイトの基本給を上げるとなるとかなり腰は重いでしょう。したがって、**通常は賞与で対応していく雇用主が多い**と考えられますが、たとえ賞与であったとしても従業員に還元されることは事実ですから悪くはありません。また、**そもそも従業員を増やしていく状況の職場であれば勝手に税額控除が付いてくるだけですからある意味美味しい制度**です。ただし、あくまで税額控除ですので、会社として利益が出てその分税金を払っていなければ使いこなせません。まあ利益を出して従業員へも還元している企業であればそれくらい背中を押してもいいのではないかと思います。皆様いかがでしょうか。

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2022/03 月号

今月のコメント

本年も無事確定申告を乗り越えることができました。皆様大変お世話になりました。

突然ですがこの時期間かれることも多いのでマイふるさと納税ベスト 3 を発表したいと思います。1 位：米定期便 2 位：ビール定期便 3 位：トイレトーパー等

もはや手続きするの面倒という僕のような欲深い人にお勧めなのが定期便です。定期便であれば一回手続きするだけで月一回定期で届けてくれます。あとふるさと納税で普段買わないものを、という考えもありますが、普段買わないような贅沢品は金を出してこそ価値があるのでは、という思いになり必要不可欠なものを定期便で買うというのがマイブームです(缶ビールも必要不可欠…?) あとはなるべく地元企業に還元するという本来の趣旨にのっとりサイトを使わず直接自治体で手続きをしています。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人